

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4. 雇用・就業、経済的自立の支援			
(1) 障害者雇用の促進	4-(1)-1	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。平成25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化(平成30(2018)年4月施行)されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させる。	厚生労働省 <p>○民間企業等における実雇用率(平成25年6月1日現在)※〔 〕内は法定雇用率(参考)</p> <p>民間企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の民間企業〔2.0%〕 1.76%→1.82%(平成26年6月1日現在) ・特殊法人等〔2.3%〕 2.27%→2.30%(平成26年6月1日現在) <p>国及び地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の機関〔2.3%〕 2.44%→2.44%(平成26年6月1日現在) ・都道府県の機関〔2.3%〕 2.52%→2.57%(平成26年6月1日現在) ・市町村の機関〔2.3%〕 2.34%→2.38%(平成26年6月1日現在) ・都道府県等の教育委員会〔2.2%〕 2.01%→2.09%(平成26年6月1日現在) <p>○ハローワークによる障害者の就職件数 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職件数 77,883件 →84,602件(平成26年度) (うち精神障害者) 29,404件 →34,538件(平成26年度) <p>○民間企業等における雇用障害者数(平成25年6月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50人以上の規模の企業で雇用される障害者数: 40万9千人(実数: 32万3千人(うち重度障害者数: 11万1千人)) (参考) → 43万1千人(実数: 34万4千人(うち重度障害者数: 11万6千人))(平成26年6月1日現在) ・50人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数: 30万4千人(実数: 22万5千人(うち重度身体障害者数: 9万3千人)) (参考) → 31万3千人(実数: 23万3千人(うち重度身体障害者数: 9万6千人))(平成26年6月1日現在) ・50人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数: 8万3千人(実数: 7万3千人(うち重度知的障害者数: 1万8千人)) (参考) → 9万人(実数: 8万人(うち重度知的障害者数: 2万人))(平成26年6月1日現在) ・50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数: 2万2千人(実数: 2万6千人) (参考) → 2万8千人(実数: 3万3千人)(平成26年6月1日現在) <p>(参考)※49人以下の規模の企業で雇用される障害者。(平成25年、推計値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 約12.9万人 ・知的障害者 約6.7万人 ・精神障害者 約2.6万人 <p>(参考)平成25年度障害者雇用実態調査(※)によれば、雇用障害者における男女比は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 男性66.7% 女性32.3% 無回答1.0% ・知的障害者 男性67.1% 女性32.3% 無回答0.6% ・精神障害者 男性63.3% 女性35.2% 無回答1.5% <p>(参考)平成25年度障害者雇用実態調査(※)によれば、中途障害者の割合は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者となった時点・今の会社に就職する前 62.5% 今の会社に就職した後 36.4% 無回答 1.1% 精神障害者となった時点・今の会社に就職する前 64.1% 今の会社に就職した後 33.7% 無回答 2.2% <p>○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4-(1)-2	法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進める。また、国の機関や地方公共団体等に対しては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、適切に指導等を行う。	厚生労働省	<p>○平成25年6月1日現在における雇用率未達成企業（48,901企業）に対し、個別指導、雇用率達成セミナー等により指導を実施。 <u>（参考）</u> → 47,888企業（平成26年6月1日）</p> <p>○実雇用率が著しく低く、かつ、障害者雇用率を達成するために雇い入れなければならない障害者数が一定以上の企業に対し、平成25年度においては雇入れ計画作成命令193件、適正実施勧告206件、特別指導52件を実施。なお、企業名の公表については、該当企業なし。</p> <p>○国及び都道府県の機関については、雇用状況に改善が見られない場合、障害者採用計画の期間終了後に適正実施を勧告できることになっているが、各機関とも一定の改善が見られ、勧告を行う機関はなかった。 <u>（参考）</u> → 平成26年度に2機構に勧告実施</p>
4-(1)-3	特例子会社制度等を活用し、引き続き、障害者の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、いわゆるダブルカウント制度等により、引き続き、重度障害者の雇用の拡大を図る。	厚生労働省	<p>○特例子会社の状況（平成25年6月1日現在） <u>（参考）</u> ・特例子会社数 380社 → 391社（平成26年6月1日時点） ・特例子会社における雇用障害者数 13,863人（うち身体障害者：5,405人、知的障害者：7,080人、精神障害者：1,378人） <u>（参考）</u> 15,262人（うち身体障害者：5,674人、知的障害者：7,849人、精神障害者：1,739人）（平成26年6月1日時点）</p> <p>○特例子会社の設立については、各ハローワークにおいて支援。特に平成25年度においては、法定雇用率未達成企業を中心に積極的に指導を実施。 ・認定件数 19社 → <u>（参考）</u> 20社（平成26年度）</p> <p>○特例子会社を有する企業が関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に企業グループでの雇用率算定を可能とする、特例子会社制度のグループ適用の認定を推進。 ・認定件数 10件 → <u>（参考）</u> 10件（平成26年度）</p> <p>○民間企業等における重度障害者雇用人数（平成25年6月1日現在） ・重度障害者雇用人数 110,757人 → <u>（参考）</u> 115,680人（平成26年6月1日）</p>
4-(1)-4	一般企業等への就職につなげることを目的として、各府省において知的障害者等を非常勤職員として雇用し、1から3年の業務を経験するチャレンジ雇用を実施する。	内閣府 警察庁 金融庁 総務省	<p>○内閣府においては、平成20年度から26年度までに「チャレンジ雇用」として計21名を雇用し、平成27年度は前年度からの継続雇用も含め計8名を雇用（沖縄総合事務局の2名を含む。）。</p> <p>○警察庁 ○平成20年度から知的障害者1名を雇用しており、平成24年度から2名を雇用、平成26年度から3名を雇用し、平成26年度末現在も、知的障害者3名を雇用している。</p> <p>○金融庁 ○平成20年5月より1名採用、平成23年2月より1名採用しており、平成25年度末現在2名を雇用している。 <u>（参考）</u>平成27年7月1日現在3名を雇用している。</p> <p>○総務省 ○チャレンジ雇用として1名を雇用（平成25年度） <u>（参考）</u>→1名（平成26年度）</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
		法務省	○平成25年度は知的障害者1名を雇用。 (参考) 平成20年度から平成26年度までに知的障害者3名、精神障害者1名を雇用しており、平成26年度末現在、知的障害者1名を雇用している。
		外務省	○平成25年度に知的障害者を1名雇用。
		財務省	○平成20年度より平成26年度までに身体障害者5名、知的障害者6名、精神障害者32名雇用しており、平成26年度末現在、身体障害者4名、知的障害者4名、精神障害者21名雇用している。 ○平成20年度より平成25年度までに身体障害者3名、知的障害者2名、精神障害者20名雇用しており、平成25年度末現在、身体障害者2名、知的障害者1名、精神障害者10名雇用している。
		文部科学省	(参考) 平成20年度から平成24年度までに知的障害者計2名雇用しており、また、平成26年度から平成27年7月1日時点までに知的障害者1名を雇用。
		厚生労働省	○チャレンジ雇用として337名を雇用(平成25年度)。 (参考) → 352名(平成26年度)
		農林水産省	○平成25年度は精神障害者2名を雇用。
		経済産業省	○経済産業省チャレンジ雇用採用実績：2名 (参考) → 2名(平成26年度)
		環境省	○チャレンジ雇用として3名を雇用。
		防衛省	○防衛省において、2名の知的障害者等のチャレンジ雇用を実施。
4-(1)-5	都道府県労働局において、使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を行う。	厚生労働省	○平成25年度、都道府県労働局は、障害者虐待が認められたとして、389件の関係法令に基づく指導等を実施した。
4-(1)-6	雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28(2016)年4月施行)に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図る。	厚生労働省	○平成25年9月から「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」を開催し、平成25年度中に計9回の議論を行った。 (参考) → 「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」 ・平成26年6月：報告書とりまとめ ・平成27年3月：「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」を労働政策審議会に諮問・答申 ・平成27年3月25日：同指針を策定(大臣告示)

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
(2) 総合的な就労支援	4-(2)-1	福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。	厚生労働省	<p>○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者数 22,943人 → <u>26,156人(平成26年度)</u> 就職者数 12,673人 → <u>14,005人(平成26年度)</u> <p>○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業を実施。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー開催回数 650回 → <u>767回(平成26年度)</u> 事業所見学会実施回数 314回 → <u>272回(平成26年度)</u> <p>○医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業を実施。</p>
	4-(2)-2	ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を実施する。	厚生労働省	<p>○ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者数 22,943人 → <u>26,156人(平成26年度)</u> 就職者数 12,673人 → <u>14,005人(平成26年度)</u> <p>○ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター（障害者支援分）等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を実施。</p> <p>○ハローワークによる障害者の就職件数</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職件数 77,883件 → <u>84,602件(平成26年度)</u>
	4-(2)-3	障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図る。	厚生労働省	<p>○トライアル雇用の実施</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施人数 3,538人 → <u>5,263人(平成26年度)</u> 終了者 2,804人 → <u>4,076人(平成26年度)</u> (うち常用雇用移行者) 2,364人 → <u>3,380人(平成26年度)</u> 常用雇用移行率 84.3% → <u>82.9%(平成26年度)</u>
	4-(2)-4	障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行う。あわせて、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努める。	厚生労働省	<p>○平成25年度予算により、中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を創設。</p> <p>○中小企業等に対する障害者雇用相談、啓発事業等を実施。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 552件 → <u>477件(平成26年度)</u>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
4-(2)-5	地域障害者職業センターにおいて、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等の支援を行う。また、障害者の職場への適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関等に対し、職業リハビリテーションサービスに関する技術的な助言・援助等を行い、地域における障害者の就労支援の担い手の育成と専門性の向上を図る。	厚生労働省	<p>○障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを実施。 (参考) ・実施対象者数 31,658人 → <u>31,769人(平成26年度)</u></p> <p>○事業主に対する障害者の雇用管理に関する支援を実施。 (参考) ・実施事業所数 17,767所 → <u>18,460人(平成26年度)</u></p> <p>○地域の関係機関に対する助言・援助等を実施。 (参考) ・実施関係機関数 1,716所 → <u>1,729所(平成26年度)</u></p> <p>○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を実施。 (参考) ・支援終了6ヶ月経過時点の職場定着率 88.2% → <u>88.1%(平成26年度)</u></p>
4-(2)-6	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの設置の促進・機能の充実を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施する。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。	厚生労働省	<p>○障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施。 (参考) ・センター数 319か所 → <u>326か所(平成26年度)</u> ・相談・支援件数 1,350,575件 → <u>1,472,448件(平成26年度)</u> ・支援対象者数 125,286人 → <u>140,838人(平成26年度)</u> ・就職件数 17,408件 → <u>18,379件(平成26年度)</u> ・就職後1年経過時点での職場定着率 74.4% → <u>75.5%(平成26年度)</u></p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の確保	4-(2)-7	障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進するとともに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。	厚生労働省 <p>○都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発施設や民間では職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対してその障害の態様に配慮した職業訓練を実施。 (平成25年度) 訓練者数 2,093人(在職者含む) 就職率 69.1%</p> <p>○障害者職業能力開発校で実施する職業訓練のほか、一般の公共職業能力開発施設において障害の態様に配慮した職業訓練を実施。また、先導的な職業訓練を実施している機構運営の障害者職業能力開発校で職業訓練の指導技法に関する研修等を実施。 (平成25年度) 訓練者数 663人 就職率 81.4%</p> <p>○企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施。 (平成25年度) 訓練者数 4,896人 就職率 47.1%</p> <p>○企業や一般の方々の障害者への理解と認識を深め、雇用を促進することなどを目的として、千葉県千葉市において、11月22日～11月24にかけて第34回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)を開催。24職種で318名の選手が参加。 (参考) →企業や一般の方々の障害者への理解と認識を深め、雇用を促進することなどを目的として、愛知県名古屋市において、11月21日～11月23にかけて第35回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)を開催。24職種で332名の選手が参加。</p>
	4-(2)-8	就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図る。	厚生労働省 <p>○就労移行支援事業所において、企業実習や求職活動等の支援を行った際に報酬の加算として評価し、施設外支援等の取組の促進を図っている。</p>
	4-(3)-1	精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。	厚生労働省 <p>○ハローワークにおける精神障害者の新規雇用者数の増加に対応するため、「精神障害者トータルサポーター」の配置により、総合的かつ継続的な支援を実施。</p> <p>○発達障害者に関する就職支援ナビゲーターの増員を行うとともに、平成25年度より、難病患者就職サポーターの配置及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の創設により、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図った。</p> <p>○地域障害者職業センターにおける精神障害者総合雇用支援を実施。 (参考) ・支援終了後の復職率 83.7% → 85.3%(平成26年度)</p> <p>○就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労プログラムの課題検討を行い、研修マニュアルを作成。全国4箇所当該マニュアル普及のための研修を実施。</p>